

変 更 届

| | | | |
|--|-------|-------|-------|
| 業 務 の 種 別 | | ① | |
| 登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日 | | ② | |
| 製 造 所 (営 業 所 、 店 舗 、 主 たる 研 究 所) | 所 在 地 | | |
| | 名 称 | | |
| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | ③ | | |
| 変 更 年 月 日 | | | |
| 備 考 | | ④ | |

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名)

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

連絡先
担当者名
電話番号

- ①「一般販売業」、「農業用品目販売業」、「特定品目販売業（内燃機関用メタノールに限る）」、「特定品目販売業」、「特定毒物研究者」の別を記載すること。
- ②登録年月日は、登録票に記載されている有効期限の第1日目を記載すること。

【毒物劇物販売業】

1. 営業者の氏名又は住所（法人の場合は名称又は主たる事務所の所在地）の変更
 - ③「事項」欄に「営業者の氏名（又は名称）」又は「営業者の住所（主たる事務所）」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ該当する事項を記載すること。
2. 構造設備（重要な部分）の変更
 - ③「事項」欄に「構造設備」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ「別紙のとおり」と記載し、変更前、変更後の店舗の配置図を添付すること。
3. 店舗の名称の変更
 - ③「事項」欄に「店舗の名称」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ該当する事項を記載すること。
4. 店舗の所在地の変更（住居表示の変更のみ）
 - ③「事項」欄に「店舗の所在地」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ該当する事項を記載すること。
 - ④「備考」欄に、「〇月〇日住居表示の変更」等と記載すること。
5. 毒物又は劇物を直接取り扱う店舗から直接取り扱わない店舗への変更
 - ③「事項」欄に「構造設備」と記載し、「変更後」欄に「廃止」と記載すること。
 - ④「備考」欄に、「毒物又は劇物を直接取り扱わない店舗への販売形態の変更」と記載すること。
6. 毒物又は劇物を直接取り扱わない店舗から直接取り扱う店舗への変更
 - ③「事項」欄に「構造設備」と記載し、「変更後」欄に「別紙のとおり」と記載し、店舗設備の概要図を添付すること。
 - ④「備考」欄に、「毒物又は劇物を直接取り扱う店舗への販売形態の変更」と記載すること。

【特定毒物研究者】

1. 氏名又は住所の変更
 - ③「事項」欄に「研究者の氏名」又は「研究者の住所」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ該当する事項を記載すること。
2. 主たる研究所の名称又は所在地の変更
 - ③「事項」欄に「研究所の名称」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ該当する事項を記載すること。
3. 特定毒物を必要とする研究事項の変更
 - ③「事項」欄に「研究所事項」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ該当する事項を記載すること。
4. 特定毒物の品目変更
 - ③「事項」欄に「品目」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ該当する事項を記載すること。記載できない場合は、それぞれ「別紙のとおり」と記載し、別紙に詳細を記載して添付すること。
5. 主たる研究所の設備の重要な部分の変更
 - ③「事項」欄に「構造設備」と記載し、「変更前」、「変更後」欄にそれぞれ「別紙のとおり」と記載し、変更前と変更後の研究所の配置図を添付すること。